

＜基調講演①—4＞

「消費者庁における資源循環の取組について」

消費者庁消費者教育推進課

課長補佐 久保美奈海氏

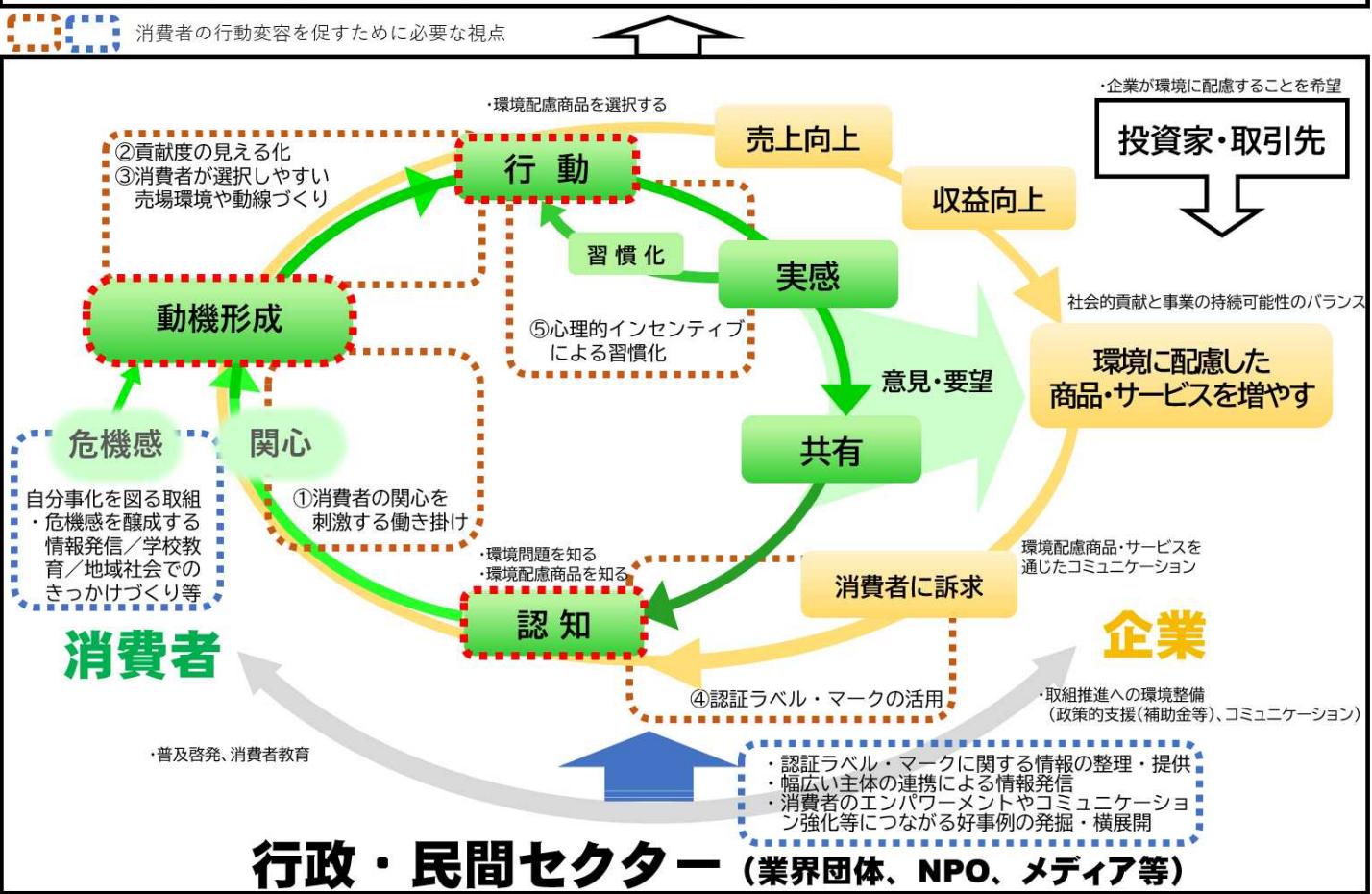
消費者庁における資源循環の取組について



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

消費者庁における取組の方向性（グリーン志向消費に関連して）

消費者の行動変容を起点とした環境負荷の軽減を通じた持続可能な社会の実現



エシカル消費・サステナブルファッショの推進

- 消費者庁は公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が主体的に参画する社会構築のためエシカル消費※の普及啓発を実施※ 地域の活性化や雇用等を含む人や環境に配慮した消費行動
- 衣類の製造は原材料調達や染色等による水消費やCO2排出等の環境負荷が大きく、サステナブルファッショの実現に向けた取組が求められている
- 経済産業省、環境省とともに関係省庁連携会議において取組。消費者庁は消費者の行動変容に向けて有識者等と連携した情報発信を実施

特設サイト「サステナブルファッショの習慣のすすめ」

- 具体的な行動のヒントを伝えることで、行動する人の輪を広げる
- 消費者が実際の行動に移しやすくなる仕掛けとして、ヒントに関連する事業者等の具体的な事例のリンクを設定
- 事業者においても、サステナブルファッショの推進に向けた取組が進められており、その一例を紹介

消費者庁ウェブサイト「サステナブルファッショの習慣のすすめ」ページ



学校で出前講座実施、イベントにてワークショップ実施

- 小・中学校に出向いて、「エシカル消費」について知るとともに、社会課題の解決につながる買物の仕方について学ぶことを目的とする出前講座を実施。
- 学校授業等で活用できるようアレンジした指導者向け解説書や動画等を使用。
- エシカル消費を体感してもらえるワークショップを開催。

【小学校出前講座の様子】



関係省庁との連携

(サステナブルファッショの推進に向けた関係省庁連携会議決定(令和3年8月20日))

- 消費者庁、経済産業省、環境省の3省庁が連携し、生産・流通から廃棄・循環までの各段階に応じて、事業者及び消費者の双方に向けた取組を計画的に進めるとともに、制度面を含めた課題の整理・検討を行っていく。



SNS等を活用した情報発信

- サステナブルファッショに関心を持ち、実践する人の輪を広げるため、SNS等を活用し情報発信
- エシカル消費行動の活性化を促すため、プラットフォーム「オンラインコミュニティ」を設置し、消費者庁の取組みだけではなく消費者一人一人取組みを発信し共有
- 若年層への普及啓発を目的とし、令和5年3月にInstagram公式アカウント「消費者庁エシカル消費」を開設し、動画等を活用した情報発信を実施



普及啓発資材の作成

- 学校で活用できる教材も作成・公開。各地イベント等で提供・貸与。



2

令和7年度消費者月間の普及・啓発について

- 消費者保護基本法（現消費者基本法。昭和43年5月30日施行）の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、統一テーマを設定して消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に実施。
- 今年度の月間テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

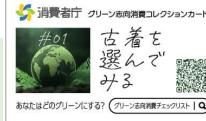
統一テーマ



グリーン志向の消費行動に関するチェックリスト

消費者の行動変容を促すため、身近な消費から行動に移せるよう、グリーン志向消費に関する行動チェックリストを作成し、HPで公表。

- 1. 古着を選んでみる
- 2. 服をシェアする
- 3. 長持ちする服を選ぶ
- 4. 服で温度調節する
- 5. 服のケアを行う
- 6. 服のストーリーを知る
- 7. 服の生涯を考える
- 8. 食に挑戦しない
- 9. 食べられる量を意識する
- 10. 冷蔵庫を整理する
- 11. 料理の省エネを意識する
- 12. 野菜を多く食べる
- 13. 家庭菜園をしてみる
- 14. リユース容器を使う
- 15. 水の節約を実践する
- 16. オーガニック食品を選ぶ
- 17. 3R活動を実践する
- 18. 地域活性化を実践する
- 19. 必要な分だけ買う
- 20. 物の手続方を考える
- 21. 買い出しルートを探す
- 22. 省エネ家電を使う
- 23. 3R商品を選択する
- 24. 市のエコアクションを検討する
- 25. 再工芸品を検討する
- 26. 温熱リオーナムを検討する
- 27. マイバックを使う
- 28. 過剰包装を断る
- 29. マイクーラーを利用する
- 30. 車を電車に代える
- 31. テリーケーを実施する
- 32. 分別を徹底する
- 33. 室内温度を見直す
- 34. 給湯器の設定温度を低くする
- 35. 节水を心掛ける
- 36. 湯水洗浄便座は、使わない時はふたを閉める
- 37. 冷蔵庫を開ける時間は短くする



←行動チェックリストの項目と紐づいた、
グリーン志向消費コレクションカードを
シードペーパー(花咲く紙)で作成。

HPにて、各チェックリストの項目の解説も掲載

服の生涯を考える

あなたへおすすめのグリーン志向消費は「服の生涯を考える(服を購入するときに、手放すときのこと)」です。
持続可能な社会の実現のために、服の生涯について考えてみてください。

詳細

解説(あなたがこの行動をしないとどうなる?)

もしも他の消費者を15%減らすことできれば、年間2兆円の削減をもたらすことができます。これは東京タワー150倍の分量に相当します。買わないだけでも大量生産を押さえアクションになります。

行動ヒント

＜参考＞
私の穿衣方法を改めて、あくまで一例ですが、
自分の穿衣方法を改めて、リサイクル品に出品・バザーに出品・リユースショップに持ち込む、知り合に譲ります・リメイクするなど、
また、これを手縫いした方は、絨の購入額なども見直してみると良いかもしれません。

関連リンク

○サステナブルファッショ(消費者)

消費者月間シンポジウムの開催

- テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

○日時：5月19日(月)14:00~16:00

○内容：

【基調講演：「気候の危機にどう向き合うか？」】

江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

【トークセッション：「わたしのグリーン志向消費」】

●登壇者：江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

馬場 裕之 消費者庁食品ロス削減推進アンバサダー

梨田 梨利子 エシカルライフ研究家

笠川 瑞希 横浜国立大学4年

白石 優和 前橋工科大学4年

●コーディネーター：黒田 啓太 消費者庁消費者教育推進課長

○場所：イノホール & カンファレンスセンター(対面・オンライン併用)

地球環境の危機感を共有するための啓発資材

地球環境の現状や課題について、適切な危機感・問題意識の醸成につながる情報を消費者に提供・発信する啓発資材を公開。



食品ロスの削減の推進の取組

《我が国の食品ロスの状況》

事業系231万トン
家庭系233万トン

- ・食品ロス量は年間464万トン（令和5年度推計）
 - △国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は37kg
 - △毎日1人あたりおにぎり1個を捨てている計算

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロス削減に係る背景

▶2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、
2020年3月に「**食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**」を閣議決定。
事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定。

▶直近（2022年度）の食品ロス量は着実に減少。特に**事業系食品ロスについては、半減目標を8年前倒しで達成**したことから、2024年3月に閣議決定した第2次基本方針において、**新たな目標として60%減と設定**。家庭系食品ロスは半減目標まであと**20万トン**。

「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について

▶「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が総割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を食でつなぐ共生社会の実現に向けた「**食の環**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

▶今後、関係府省庁は、各種施策において、「食の環」プロジェクトの一環であることや、「食の環」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）

<「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）>

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 (公表・商慣習見直し・国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取組む協議会の設置等支援)	
食品寄附の促進 (期限表示、保蔵、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を通じてつながり創出)	移動販売等の拠点となる施設整備 店舗への交通手段の確保
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附ガイドライン作成、フードバンク・こども食堂等の活動支援等)	フードバンク・こども食堂等への食料提供 (持ち帰りガイドライン作り)	移動販売等で店舗を届ける 商品を届ける (ストアマイル配達支援等)
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)		食品アクセスの状況や対策事例等



関係府省庁による発出文書等において、左記のいずれかの「食の環」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。

消費者庁による食品ロス削減の取組

<チラシ・ポスターによる啓発>



<食品ロス削減特設サイト・SNSでの情報発信>



<10月食品ロス削減月間における啓発強化、食品ロス削減全国大会や表彰、その他イベントの開催>



<地域に根ざした食品ロス削減を推進する人材（食品ロス削減推進サポートー）の育成>



<食材をムダにしないレシピの発信>



<食品ロス削減川柳コンテストの開催>



<食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解促進>



<食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計と公表>



<季節商品について、事業者への需要に見合った販売の促進と予約販売の活用など消費者への呼びかけ>



<年末年始の「おいしい食べきりキャンペーン」実施とすみっコぐらしとのコラボポスター>



食品ロスを減らす店舗での取組の促進

消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携し、小売店舗において、消費者に対し、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかける取組を実施。



【てまえどり】
日頃の買い物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為。



商品パッケージに川柳コンテスト作品を使用した普及啓発

10月の食品ロス削減月間にあわせて、株式会社 明治の牛乳やヨーグルト等の製品パッケージに、川柳コンテスト受賞作品を掲示していただけることになり、令和7年8月に、先駆けて伊東大臣（当時）と八尾社長との会談を実施。

<掲載例>

明治おいしい低脂肪乳900ml



明治ブルガリヨーグルト 各種



明治プロビオヨーグルトR-1 各種



(八尾社長と懇談する伊東大臣（令和7年8月当時）)

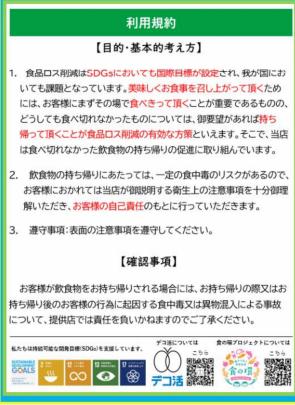
大阪・関西万博における食品ロス削減の啓発

万博会場内の飲食店の協力のもと、ポスター、三角POP、ステッカー等を掲示し、食事の食べきりを呼びかけ。



食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定と周知

事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促すことができるよう、事業者が民事上・食品衛生上留意すべき事項及び消費者に求められる行動を整理。

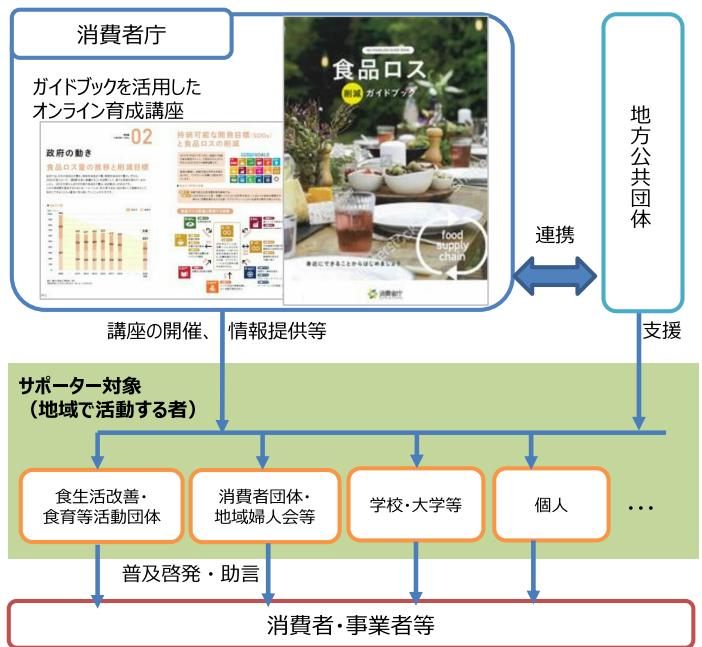


普及啓発の促進に向けた人材育成 食品ロス削減推進センターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- 食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進センター育成講座を定期的に実施する。

食品ロス削減推進センター育成の体制イメージ



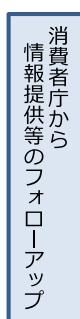
食品ロス削減推進センター登録の流れ

- 消費者庁が開催する育成講座を受講
- 講座を踏まえた試験を受験
- センター登録の希望者は、消費者庁へ申請
- 消費者庁は、手続きを経て、希望者を登録



センター登録人数 4,100人※

※令和7年11月時点。登録は随時受付中



センターの活躍（例）

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発（イベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減に向けた取組の助言等

地域における取組事例

食品ロス削減に関する地方公共団体の事例

大学生や障害福祉事業所と連携した災害備蓄食品のアップサイクル(京都府)



(地域色あるアップサイクル製品の一例) チップス、チーズケーキ、ワッフル
京都府では、災害備蓄の役割を終えた賞味期限が迫る「アルファ化米」を活用した商品開発を、障害福祉事業所が受託する業務の共同受注窓口を担う特定非営利活動法人京都っぽっとはあとセンターと連携し実施。本企画に参加した障害福祉事業所は、食品ロス削減と同時に施設利用者の工賃向上を図った。

消費者庁HP:「令和5年度地方公共団体における食品ロス削減の取組について<事例紹介>」

スクールフードドライブで寄附促進(札幌市)

<スクールフードドライブの仕組み>



◎開催目的①:家庭や仲間との食品ロスの削減
捨てられるはすの商品を社会の資源として有効
活用し、ごみ減量活動を、家族や友だちと一緒に
実践する。

◎開催目的②:持続可能な経済活動への寄与
ごみ減量活動が、食のセーフティネットの構築に
も影響し、尊厳のある社会づくりに貢献している
ことを実感する。



（スクールフードドライブで集まつた食）

サステナブルファッションに関する先進的なモデル事業(令和3年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業)

事業全体イメージ

パートナーシップでエシカル消費の推進活動

生産者・販売者・消費者を繋ぐ

中部エシカリングプロジェクト 事務局（株）新東通信



尾張地方の織維業で消費者が工場見学等により地場産業の歴史やサステナブルな取組を学び、未利用素材のアップサイクルによるファッショニストの実施等を通じ、持続可能な衣料に関するパリューチェーン構築に繋げるモデル事業を実施

【消費者】地域と消費の繋がりを考えるきっかけになった

未利用素材の価値を感じた

【事業者】地場産業の発展、雇用創出につながった

取組を発信でき仕事の誇り、意欲になった

エシカルファッションショー＆トークショー



マルシェ（月1回開催）



令和8年度予算要求の概要

○消費者教育の充実・推進【0.8億円】

行政、事業者、業界団体、消費者教育コーディネーター及び教育の担い手等の関係者が参画する地域会議の開催や、事業者が実施する職域における従業員向け研修の拡充等により、消費者教育の地域ネットワークの構築・強化や様々な場での消費者教育の機会の充実を図る。また、グリーン志向消費の拡大も含むエシカル消費の普及・啓発による消費者の行動変容の促進を行う。加えて、カスタマーハラスマント対策として、引き続き、消費者の属性に対応した啓発資料等の活用促進を図るなど、公正で持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する。

○食品ロス削減・食品寄附等の促進【0.6億円】

令和8年度からのフードバンク認証制度の本格運用に当たり、認証取得を目指すフードバンクへの取得に係る支援を実施する。また、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及や定着を図るため研修会等を実施する。加えて、食品ロス削減の重要性に関する理解増進に向けた調査・普及啓発を行う。

(参考:令和7年度補正予算要求)

○食品ロスの削減・食品寄附の促進【1.3億円】

自治体・フードバンク等と連携した未利用食品の活用促進に向けたモデル事業の実施や、令和8年度早期にフードバンクの認証制度を開始予定であることを見据え、同認証の取得に向けた体制整備の支援を行う。

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化（補助率：原則1/2※）

事業メニュー

- ※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。
- (1) 消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
 - (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
 - (3) 消費者教育・啓発への取組
 - (4) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
 - (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業（補助率：原則1/2※）

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4) 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務
- (5) 対応困難者への対応力強化

3. 灵感商法を含めた悪質商法対策事業（補助率：定額）

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2) 消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

○出前授業や講座実施・教材作成

○シンポジウムの開催

○普及啓発、実態調査

○食品ロス削減推進計画の策定

○フードバンク・フードドライブ活動支援

○食品ロス削減推進センター育成

など

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率：定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

事業メニュー

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 | 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 |
| 2. 消費生活相談員養成事業 | 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 |
| 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 | 7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 |
| 4. 消費生活相談体制整備事業 | |